

令和5年12月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和5年12月14日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2	認 第 7 号	令和4年度大竹市一般会計決算	— 決算 特別 (認 定)	
第 3	認 第 8 号	令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算		(認 定)
第 4	認 第 9 号	令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 5	認 第 10 号	令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 6	認 第 11 号	令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算		(認 定)
第 7	認 第 12 号	令和4年度大竹市土地造成特別会計決算	(認 定)	
第 8	認 第 13 号	令和4年度大竹市介護保険特別会計決算	(認 定)	
第 9	認 第 14 号	令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	(認 定)	
第 10	令和5年決議案第4号	令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議について	即 決	
第 11	議案第69号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	— 総務文教 (原案可決)	
第 12	議案第70号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について		(原案可決)
第 13	議案第71号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について		(原案可決)
第 14	議案第72号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		(原案可決)
第 15	議案第73号	大竹市産業振興奨励条例の一部改正について		(原案可決)
第 16	議案第76号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について		(原案可決)
第 17	議案第82号	令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）		(原案可決)
第 18	議案第85号	令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）		(原案可決)
第 19	議案第77号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について		総務文教 (原案可決)
第 20	議案第68号	大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		(原案可決)

第21	議案第74号	大竹市保育所設置条例の一部改正について	(原案可決)
第22	議案第75号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第23	議案第78号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	(原案可決)
第24	議案第79号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第25	議案第80号	財産の無償貸付けについて	(原案可決)
第26	議案第81号	市道路線の認定について	(原案可決)
第27	議案第83号	令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第28	議案第84号	令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第29	議案第86号	令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第30	議案第87号	令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第31	議案第88号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	(原案可決)
第32	令和5年陳情第3号	消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情	生活環境 (不採択)
第33	議案第89号	議会の委任による市長の専決事項の指定について	即決
第34	議案第90号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第35	議案第91号	令和5年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	総務文教付託 生活環境付託 (一括) 生活環境付託
第36	議案第92号	令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
第37	議案第93号	令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)	
第38		議員派遣について	

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認第7号から日程第 9 認第14号(報告・表決)
- 日程第10 令和5年決議案第4号(説明・表決)
- 日程第11 議題第69号から日程第18 議題第85号(報告・表決)
- 日程第19 議案第77号(報告・表決)
- 日程第20 議題第68号から日程第31 議題第88号(報告・表決)
- 日程第32 令和5年陳情第3号(報告・討論・表決)
- 日程第33 議案第89号(説明・表決)

- 日程第34 議案第90号 (説明・付託)
- 日程第35 議題第91号から日程第37 議題第93号 (説明・付託)
- 追加日程第 1 議案第90号及び追加日程第 2 議案第91号 (報告・表決)
- 追加日程第 3 議案第92号及び追加日程第 4 議案第93号 (報告・表決)
- 日程第38 議員派遣について

○出席議員 (15人)

1番	北地 範久	2番	中野 友博
3番	豊川 和也	4番	山代 英資
5番	岡 和明	6番	小出 哲義
7番	末広 天佑	8番	藤川 和弘
9番	中川 智之	10番	小田上 尚典
11番	西村 一啓	12番	山崎 年一
13番	日域 究	14番	細川 雅子
15番	寺岡 公章		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市 長	入山 欣郎
副 市 長	太田 勲男
教 育 長	小西 啓二
総 務 部 長	佐伯 和規
市 民 生 活 部 長	中村 一誠
健康福祉部長兼福祉事務所長	三原 尚美
建 設 部 長	山本 茂広
建設部地籍調査担当部長	小田 健治
上 下 水 道 局 長	古賀 正則
消 防 長	小田 明博
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	柿本 剛
企 画 財 政 課 長	三井 佳和
監 査 委 員	薬師寺 基夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山田 智徳
議 事 係 長	北 修治

10時00分 開議

○議長（北地範久） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本会議場の換気のため、50分を目安に休憩を設けたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第9〔一括上程〕

認第7号 令和4年度大竹市一般会計決算

認第8号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認第9号 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認第10号 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認第11号 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認第12号 令和4年度大竹市土地造成特別会計決算

認第13号 令和4年度大竹市介護保険特別会計決算

認第14号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（北地範久） 日程第2、認第7号令和4年度大竹市一般会計決算から、日程第9、認第14号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、報告を求めます。

決算特別委員長、日域究議員。

決算特別委員会議案審査報告書

令和5年9月27日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名                   | 審査の結果 |
|------|----------------------|-------|
| 認第7号 | 令和4年度大竹市一般会計決算       | 認 定   |
| 認第8号 | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定   |

|       |                        |     |
|-------|------------------------|-----|
| 認第9号  | 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計決算   | 認 定 |
| 認第10号 | 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定 |
| 認第11号 | 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認第12号 | 令和4年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定 |
| 認第13号 | 令和4年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定 |
| 認第14号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定 |

令和5年10月25日

大竹市議会議長 北地 範久 様

決算特別委員長 日域 究

〔決算特別委員長 日域 究議員 登壇〕

○決算特別委員長（日域 究） 去る9月27日の本会議におきまして、私ども委員7名で構成された決算特別委員会に御付託をいただいた認第7号令和4年度大竹市一般会計決算から、認第14号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、10月20日、23日、24日、25日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして、御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖私、日域が委員長に、末広委員が副委員長に御推挙をいただきました。少々荷の重い役回りでしたが、その点は支えていただいた副委員長をはじめとする委員各位及び執行部の皆様、そして、議会事務局の方々に改めて感謝申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて、総括質疑の後、討論、採決を行っております。特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容につきまして御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思います。

それでは、初めに、第1款議会費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第2款総務費では、まず、「自治会への活動助成金及び広報配布手数料について、会員の減少で自治会の会計運営は苦しい状況にある。また、会員の役員不足や高齢化により、広報配布そのものが自治会の負担となっている。こうした中、自治会の役割

が増えていることも踏まえ、自治会への助成内容や広報配布の方法を見直す考えはないか伺う」との質疑に対しまして、「現在、広報配布について、近隣自治体の調査を行っている。これらを踏まえながら、運営の手法や考え方は自治会ごとにさまざまであるため、大竹市自治会連合会とも意見交換しながら、自治会への支援や広報配布の手法を考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「議事録作成支援サービスについて、どの程度の導入効果があったのか。また、他のシステムも含めて、今後のDX活用の考え方を伺う」との質疑に対しまして、「令和4年度にトライアルを行い、令和5年度から本格運用に移行している。今年度上半期の使用実績として、11部署で約100時間分の会議等について活用した結果、議事録作成に要する時間が3割程度削減されたと判断している。また、今後については、今年度中に、令和6年度から3年間の（仮称）DX推進計画を策定することとしており、内部事務の効率化を進めていく。その中で、各課からの提案や他市の事例等を参考に、対象業務の取捨選択をしていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、「高齢者移動支援助成金について、予算額に対して執行額が少ない理由と、未執行になったフェリーチケットのその後の処理について伺う」との質疑に対しまして、「施設入所や入院等の理由で、実際、阿多田島に居住していない方も含まれているため、執行額は約6割となった。また、未執行分のチケットについては、各個人からの申請によりフェリーの利用券を配布しているため、配布後は各個人で保管していただき、返還等は求めている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「ごみ処理場管理費について、広域処理事業負担金が約1,000万円増加した理由を伺う」との質疑に対しまして、「広域処理事業負担金は、主に廿日市市が委託業者と契約しているはつかいちエネルギーセンターの運営維持管理業務に係る委託料に充てており、本市は、廿日市市に負担金として、令和20年度までの委託期間の計画に基づき支払っている。令和4年度は比較的大規模なメンテナンス実施年度となっていたため、その分、本市の負担金も増加した」との答弁がございました。

次に、「妊産婦歯科健康診査委託料について、特に産婦の受診率が低下しているようだが、令和4年度までの状況及び歯科医師との連携について伺う」との質疑に対しまして、「令和4年度の産婦の受診件数は56件と、受診率は38%だった。口腔ケアに対して意識が向きにくいということもあり、受診率が低い傾向にある。口腔ケアの重要性を発信し、受診喚起できるよう妊婦健診の受診券と合わせた1冊の冊子の作成を、現在、検討している。冊子を活用して、受診につながる声かけを強化し、啓発活動に努めていきたい。また、歯科医師との連携については、毎年、歯科医師会と協議する機会があり、受診率を含む事業評価を行っている。今後、妊産婦の受診率向上のため、受診しやすい工夫を考えていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「報償費3万円、負担金、補助金及び交付金5万円、いずれも未執行となっている理由を伺う」との質疑に対しまして、「大竹商工会議所と連携し、開催しているセミナーなどの講師謝礼やメーデーの開催に対しての補助は、新型コ

コロナウイルス感染症拡大防止のため開催されず、未執行となった」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、「野猪等被害防除施設設置事業補助金の件数及び執行額について、令和2年度、令和3年度と比較して大幅に減少している理由を伺う」との質疑に対しまして、「野猪等被害防除施設設置事業補助金は、防護柵の設置に係る費用を補助しており、耕作している農地には設置が進んでいることや、豚熱による被害が少なかったことにより、減少傾向にある」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「クーポン券発行事業について、事業の経済効果について伺う」との質疑に対しまして、「クーポン券事業は、令和4年度まで3回実施している。実績として、令和2年度は、2億5,167万3,500円分のクーポン券の利用で、利用率が94.5%、令和3年度は、2億5,176万3,000円分のクーポン券の利用で、利用率は95.9%、令和4年度は、2億5,120万8,000円分のクーポン券の利用で、利用率は95.8%という結果になった。3回とも2億5,000万円以上のクーポン券の利用があるため、単純計算でいくと、各年度で5億円以上の経済効果があったと考えられる。また、小売店の販売が伸びたことにより、小売店が利用するさまざまな事業にも波及があったと考えている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました第8款土木費及び第11款災害復旧費では、まず、「土地開発公社経営健全化補助金が、令和3年度と比較して大幅に減少した理由について伺う」との質疑に対しまして、「土地開発公社の経営健全化のため、市と土地開発公社の間で協定書を締結し、市が補助金を出している。補助金の内訳は、公社の借入金の利子補給、公社の保有地が売れた場合の売却価格と簿価の差額、公社が納付する市税の額である。借入金の利子補給と市税相当分は、毎年大きな変動はないが、令和4年度に公社の保有地の売却がなく、補助金が大きく減額となった」との答弁がございました。

次に、「住宅改修等補助事業について、予算に対して執行額が少なかった原因について伺う」との質疑に対しまして、「住宅改修等補助事業のうち、建築分については、ブロック塀等除却補助事業は、10件の枠に対し申請は1件であった。また、木造住宅耐震診断補助事業・木造住宅耐震改修等補助事業は、耐震診断は3件あったが、次のステップにつながっていない状況で、耐震改修・段階的耐震改修・耐震シェルター等については申請がなかった。もう1つの建築物土砂災害対策改修補助事業についても申請がなかった。次に、住宅部については、住宅リフォーム事業は33件、383万円分の補助を行った。特定空家等除却補助事業の実績はなかった。住宅リフォーム事業については、予算上の上限枠に達したため、打ち切るケースもあった」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「ネット119や映像通報システム（ライブ119）の利用状況は。また、周知・支援の方法について伺う」との質疑に対しまして、「ネット119は、令和5年10月1日現在で9人の登録があり、使用回数は令和4年度に1件、令和5年度上半期に1件となっている。ライブ119は、これまでのところ使用実績はない。また、市ホームページや健康・福祉まつりの専用ブースでの紹介などにより、周知や個別の登録支援を行っていきたい」との答弁がございました。

次に、「近隣市に職員を派遣することの効果について伺う」との質疑に対しまして、「広島広域都市圏の仕組みを活用し、相互理解の促進、連携体制の緊密化、職員の資質向上を目的として派遣を行っている。訓練や実際の災害時における対応などの経験から技術を習得し、持ち帰り、本市消防本部の全体的な資質の向上につなげることが成果である」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「文化財保護費の文化財等普及啓発事業委託料の内容について伺う」との質疑に対しまして、「文化財等普及啓発事業については、大竹市歴史研究会へ文化財の説明板の制作と設置を委託して実施している。説明板は、4つ作成しており、亀居城の妙見丸跡に設置した石材の看板と、西国街道の一里塚、七里目と八里目に看板を設置している。最後に、玖波宿本陣跡の説明板を作成しているが、設置はできていない。また、事務費で5,000円ほど消耗品等に使っている」との答弁がございました。

次に、「教育振興費のいじめ防止対策委員会謝礼で委員の構成について伺う。また、委員会の開催や活動について伺う」との質疑に対しまして、「いじめ防止対策委員会は、いじめの問題に係る関係機関との連携を図り、いじめの現状や対応策に関する情報を共有し、今後の方針や方向性を示唆するための組織である。委員の構成は、大竹市いじめ防止対策委員会設置要綱第3条の規定により、大竹市教育委員会教育長、大竹市小学校長会会長、大竹市中学校長会会長、大竹市福祉事務所長、大竹市PTA連合会会長、大竹市民生委員児童委員協議会会長、大竹警察署長、大学教授と定められている。また、いじめ防止対策委員会は、おおむね年間2回ほど開催し、いじめ防止対策に関する今後の方針や方向性、学校の取り組み等の情報共有や連携した施策の実施、いじめ防止対策に係る取り組み状況についての意見交換、その他必要に応じて認められる事項について協議している」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「森林環境譲与税について、各自治体への配分は私有林人工林面積、林業従事者、人口に応じて行われるが、その用途は、私有林人工林に限定されるのか。また、ひろしまの森づくり事業とはどういう違いがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「森林環境譲与税の活用用途は、私有林人工林に限定されるものではない。また、広島県での、ひろしまの森づくり事業は私有林において、施業の意思を有する生産者等が活用するものであるのに対し、森林環境譲与税は、施業の意思がない方が所有する森林の整備等のために活用されるものとすみ分けをしている」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税について、令和4年度の寄附額が前年度に比べて減額となった理由。また、企業版ふるさと納税への取り組み状況を伺う」との質疑に対しまして、「ふるさと納税の寄附額は、令和3年度に過去最高額となったが、令和4年度は、約1億円減少し、5億2,000万円であった。本市からの返礼品はゴルフ関連用品が大半を占めており、マスターズの日本人初制覇などの影響もあり、寄附額が増えてきた。令和4年度の減少理



由には複数の要因が考えられるが、他市町で安価なゴルフ用品が返礼品に加えられたことや、石油価格等の高騰により、一部返礼品が品薄になったことなどが考えられる。また、企業版ふるさと納税については、既に国に対して地域再生計画を提出しており、近く認可が下りる予定である。来年1月に行われるランニングイベントを対象事業に考えており、現時点で3社からの寄附が受けられると見込んでいる」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「基地関連交付金について、ソフト事業に活用するための各種基金の積み立ての額、タイミング等はどうのような考え方に基いているのか伺う」との質疑に対し、「交付金が交付される間は、それぞれのソフト事業が継続できるよう、ハード事業とのバランスも考えながら、必要な時期に必要な額を積み立てていく」との答弁がございました。

次に、「職員不足への対応について、今後どのように取り組んでいくのか伺う」との質疑に対し、「社会全体として労働力が不足する中で、本市の採用でも土木・建築技術職員をはじめ、応募者が減少している傾向にある。応募者世代の就業に対するニーズを把握するとともに、こちらから門戸を開くような形での手法も考えながら、人員・人材を確保していきたい」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、令和4年度一般会計決算は、認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。本3件では、まず、「新型コロナウイルスも一段落してきたようであるが、国民健康保険の滞納状況について伺う」との質疑に対し、「国民健康保険滞納世帯は、令和3年度292世帯、令和4年度263世帯で、29世帯減少した。総所得金額の比較では、令和4年度は令和3年度の99.59%となっており、所得について大幅に減少している様子は見受けられない。また、健康保険料の減免の申請数については、令和3年度が14件で、令和4年度は1件であった。次に、保険料の軽減措置については、7割、5割、2割軽減措置の合計数は、令和3年度は2,311件、令和4年度は2,252件と若干減っている。生活安全化対策として国が行った非課税世帯や子育て支援への給付金支給の影響や催告書の一括送付及び滞納者への早期着手のための納付相談などが滞納世帯数の減少の要因の1つとなっていると考えている」との答弁がございました。

次に、「要介護度が高くなるにつれて、推計値より実数が多い要因について伺う」との質疑に対し、「相対的に要介護度の高い方が推計値より増えて、低い方が推計値より減っている理由については、新型コロナウイルス感染症の影響で、要介護度が低い方が要介護認定を受けることをちゅうちょされた影響もある。また、総合事業により将来、要支援状態になるおそれのある高齢者を早期に発見することで、自立して生活ができる期間を長く維持できることも理由の1つである。要介護度が高い人数が推定に比べて多い理由としては、健康寿命が延びている中で、80代で初めて要介護認定を受ける方も多く、その際に軽度ではなく、重度の要介護度が出ていることや、要介護度を更新したときに、身体の状態の変化で重度の要介護度になる人数が増えたことも考えられる」との答弁がござい

ました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市港湾施設管理委託特別会計、土地造成特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りましたが討論はなく、簡易採決により、いずれも認定すべきものと決しております。なお、今回の決算特別委員会でも、決算審査の過程で来年度予算に反映させるべきものがあれば、委員会として提案することが決定されました。そのため、10月31日に委員会を開催し、提案に向けて協議し、今回は職員の人材確保及び育成について提案することを決しております。

以上が、決算審査の概要と結果でございますが、委員各位並びに執行部におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査になったと考えております。この場をお借りして、皆さんの御協力に対して御礼申し上げます。また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して、各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されることを重ねてお願い申し上げまして、決算審査の報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対して、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。

本8件に関する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 令和5年決議案第4号 令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議について

○議長（北地範久） 日程第10、令和5年決議案第4号令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

決算特別委員長、日域究議員。

〔決算特別委員長 日域 究議員 登壇〕

○決算特別委員長（日域 究） 令和6年度当初予算編成における議会からの提案事項に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度一般会計及び特別会計の審査に際し、大竹市まちづくり基本構想が目指す8つの幸せの実現に向け、創意工夫、鋭意努力のもとに行政運営が行われていることを再確認した。

しかしながら、質疑を通じて「人員不足により計画どおりに事業が進んでいない」、「マンパワーに限界があり事業の拡充は難しい」というような答弁も散見された。今後、ますます多様化・複雑化する住民ニーズに応じていくためには、現体制において職員が担う業務量が限界に近いところに達しているように受け止められる。

については、身近な幸せを実感できるまちづくりを将来にわたり推進し、本市の魅力をより一層向上させていくため、質・量、双方の観点から人材確保・人材育成を能動的かつ強力で推し進めることができるよう、令和6年度当初予算編成において反映されるよう提案するものである。

あわせて、本市を就職先として選んでもらうための魅力発信やDXによる効果的な人材活用策など、多角的な視点での取り組みを提案する。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和5年度決議案第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

なお、本決議を踏まえ、議長名により執行部に提案することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第18〔一括上程〕

- 議案第69号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について  
 議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
 議案第71号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について  
 議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
 議案第73号 大竹市産業振興奨励条例の一部改正について  
 議案第76号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同約の変更について  
 議案第82号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）  
 議案第85号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第11、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてから、日程第18、議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）に至る8件を一括して議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年12月1日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名  | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第69号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について                | 原案可決  |
| 議案第70号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                      | 原案可決  |
| 議案第71号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について                | 原案可決  |
| 議案第72号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について              | 原案可決  |
| 議案第73号 | 大竹市産業振興奨励条例の一部改正について                          | 原案可決  |
| 議案第76号 | 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同約の変更について | 原案可決  |
| 議案第82号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）                         | 原案可決  |

|        |                                   |      |
|--------|-----------------------------------|------|
| 議案第85号 | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算<br>(第1号) | 原案可決 |
|--------|-----------------------------------|------|

令和5年12月4日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、12月1日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案9件につきまして、12月4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、議案第77号を除く議案8件について、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「条例の第1条の中で、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員とあるが、具体的な対象者について伺う」との質疑に対しまして、「まず、委員会の委員若しくは委員とは、地方自治法で、執行機関として地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員ということであり、教育委員会、選挙管理委員会などの委員会の委員及び監査委員を指す。次に、職員とは、市長以外の常勤特別職である副市長、教育長及び一般職の職員を指し、常勤一般職員、再任用職員、会計年度任用職員が対象となる」との答弁がございました。

次に、「最低負担額について、役職に応じて定める数を乗じることを規定しているが、その内容について伺う」との質疑に対しまして、「地方自治法施行令に、職員や委員の種別ごとに最低負担額については、給与や報酬の1会計年度当たりの額に相当する額に、一定の数を乗じて得た額を基準とすることが定められている。政令の規定によると、普通地方公共団体の長は6、副市町村長、教育委員会の教育長、教育委員などは4、公平委員会委員や農業委員会委員などは2、普通地方公共団体の職員は1という数が定められている。この最低負担額は免除されない額として、政令の基準以上の額を条例で定める必要があり、本市の条例では政令の基準と同様に規定しているところである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての3件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「なぜこのタイミングで給与の引き上げを行うのか伺う」との質疑に対しまして、「まず、地方公務員法によって、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められる。次に、公務員は民間の労働者と違い、労働基本権が制限されていることから、その代償措置として、人事院あるいは都道府県及び政令市の人事委員会が、民間事業所の給与体系や勤務条件などを毎年度調査

し、公務員と民間労働者との給与に格差がある場合には、それを是正するために、国あるいは各都道府県や政令市に対して、給与等に関する勧告を行っている。国や県などは、その勧告を尊重し、給与法の改正、あるいは給与条例の改正について、国会あるいは議会に提案し、議決されれば、公務員の給与が改定されるという仕組みになっている。都道府県や政令市以外の自治体には人事委員会がないため、本市においては、基本的に国家公務員の給料表に準拠することになっている。国の改正状況を基本としつつ、県や県内他市の改正状況を踏まえて、例年12月に給与条例の改正について議案を提出している」との答弁がございました。

次に、「今回の給与の引き上げの総額について伺う。また、引き上げた総額の財源について伺う」との質疑に対しまして、「まず、今回の改正では、期末手当と勤勉手当が一般会計と各特別会計の合計で約1,400万円増額になる。また、給料表の改定もあり、約1,000万円増額となる。次に、財源については、今回の補正予算で条例改正による人件費の増額に加えて、当初予算成立後の人事異動に伴う調整も行っている。その調整により、一般会計が負担する人件費の総額は減少することとなったため、令和5年度については、引き上げ分の人件費の財源手当は必要ない。令和6年度については、総務省による地方財政収支の仮試算において、令和5年度の人事院勧告が反映され、歳出の給与関係経費が1.8%伸びる試算となっているため、地方交付税による財源保障が一定程度なされると考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第76号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第73号大竹市産業振興奨励条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「事業者に対する周知について伺う。また、商工会議所や中小企業診断士などの士業等にも周知をしているのか伺う」との質疑に対しまして、「周知方法としては、固定資産税の納税通知書とともに、産業奨励金の御案内も送付している。また、制度の案内や申請書類等は市ホームページに掲載している。商工会議所等では、既にこの制度を熟知されており、要件に合う事業者の手伝い等をしている」との答弁がございました。

次に、「今回の条例改正で新たな業種が追加されたが、令和5年総務省告示第256号に掲げる大分類に掲載している産業の中で除外された業種がある。その理由について伺う」との質疑に対しまして、「大竹市産業振興奨励条例は主に商工業が対象である。今回の改正では、対象となる産業を変更するのではなく、総務省の産業分類が変わったことによる分類変えである。引き続き、この制度による商工業の振興を進めたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可

決すべきものと決しております。

続きまして、議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）及び議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）の2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「債務負担行為の追加の市制施行70周年記念式典に要する経費で、近年、原材料費の高騰が問題になっているが、前回の市制施行60周年記念式典と比較した想定予算の算定について伺う。また、市制施行70周年記念式典の内容について伺う」との質疑に対しまして、「市制施行60周年記念式典のときは、大竹市の直営ということで、経費ごとの算出ができるが、今回の市制施行70周年記念式典は民間に委託しようとしており、企画運営費や人件費等が委託料の中に含まれる。今後、民間から提案を受けて事業者を決め、事業を運営するため、現時点での比較は難しい。また、市制施行70周年記念式典の内容については、現時点では9月1日にアゼリアホールで午前式典、午後はアトラクション的な行事を行い、新館部分も含め、アゼリアおおたけ全館を使用して、大竹の魅力を実感してもらえるようなイベントの開催を想定している。具体的な内容については、今後、民間から提案を受けたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「継続費の補正の大竹駅東西広場整備事業で工期が遅れた理由と予算額が増額になった理由について伺う」との質疑に対しまして、「まず、工期の遅れについては、令和5年2月19日に自由通路と橋上駅舎の供用開始を行った後に、JR西日本において、旧駅舎の解体及びホームの屋根の復旧工事を行っている。このJR西日本の工事が、本来は9月末までに完了する予定であったが、12月まで進捗が遅れている。大竹市が実施する大竹駅東西広場整備工事はJR西日本の工事の終了後でないとならないと着手ができないため、西口広場全体の完成を令和6年度中から令和7年度中に変更するものである。次に、予算の増額については、資材価格の高騰が原因である。具体的には、西口広場のロータリーと交流広場に設置するシェルターの資材価格が高騰している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。  
本8件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。  
本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。  
よって、本8件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第77号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第19、議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、10番、小田上議員には退席を願っておりますので御了承願います。

本件に関し、報告を求めます。

総務文教副委員長、中川智之議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年12月1日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第77号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決  |

令和5年12月4日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教副委員長 中川 智之

〔総務文教副委員長 中川智之議員 登壇〕

○総務文教副委員長（中川智之） それでは、12月1日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案9件のうち、議案第77号について、12月4日に委員会を開催し、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、小田上委員長の退席後に審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、副委員長より御報告申し上げます。

議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「三倉岳県立自然公園内の林道の管理について伺う」との質疑に対しまして、「費用については、年間約40万円で林道の維持や舗装等が悪い場所を補修し、手数料という形で林道の清掃や伐採等も行っている。また、林道橋の補修等も行っている」との



答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案第77号の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第20～日程第31〔一括上程〕

議案第68号 大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第74号 大竹市保育所設置条例の一部改正について

議案第75号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第78号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第79号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第80号 財産の無償貸付けについて

議案第81号 市道路線の認定について

議案第83号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第84号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第86号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第20、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排

水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第31、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）に至る12件を一括して議題といたします。

本12件に関し、報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和5年12月1日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名  | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第68号 | 大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 原案可決  |
| 議案第74号 | 大竹市保育所設置条例の一部改正について   | 原案可決  |
| 議案第75号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について  | 原案可決  |
| 議案第78号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について   | 原案可決  |
| 議案第79号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について   | 原案可決  |
| 議案第80号 | 財産の無償貸付けについて  | 原案可決  |
| 議案第81号 | 市道路線の認定について   | 原案可決  |
| 議案第83号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                       | 原案可決  |
| 議案第84号 | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）                                       | 原案可決  |
| 議案第86号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）   | 原案可決  |
| 議案第87号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                                      | 原案可決  |

|        |                                |      |
|--------|--------------------------------|------|
| 議案第88号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算<br>(第3号) | 原案可決 |
|--------|--------------------------------|------|

令和5年12月5日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長(細川雅子) それでは、12月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案12件につきまして、12月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第68号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「漁業集落排水事業及び農業集落排水事業の今後の使用料改定について、上下水道局の考えを伺う」との質疑に対しまして、「農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の使用料については、これまで公共下水道料金を引き上げるときに、同等となるように引き上げを行っている。公共下水道経営戦略を5年に一度見直しを行う際、公共下水道料金の引き上げが必要かどうか判断し、農業集落排水・漁業集落排水の使用料についても検討する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第74号大竹市保育所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹保育所を改修している約1年半の間、現状より人数が多い状態で本町保育所での保育が行われるが、安全面の配慮について考えを伺う」との質疑に対しまして、「約1年半近くにわたり本町保育所での保育を行うが、その間は可能な限りフリーで働ける保育士や保育補助員を配置するなど、安全面や児童の心理面に配慮した職員配置を行っていくことを考えている。また、本町保育所周辺の民間駐車場を追加で確保する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第80号財産の無償貸付けについてでございますが、本件では、「平成31年度から当該施設を無償貸与しているが、事業内容、利用状況を伺う」との質疑に対しまして、「現在、社会福祉法人美和福祉会が旧松ヶ原小学校において行っている事業内容や利用状況は、就労継続支援B型については、主に平日の開所で、定員10名に対し、利用率は月平

均88%である。次に、生活介護事業は主に平日の開所で、定員14名に対し、利用率は月平均91%である。また、日中一時支援事業は、定員6名に対し、利用率月平均15%であるが、平日は生活介護など別のサービスを利用されている方がおられるためである。相談支援事業では56人の方が契約されている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第75号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「産前産後期間における保険料の免除について、出産予定月での申請とのことだが、出産月での修正申告は可能か伺う」との質疑に対しまして、「出産予定月と出産月が異なる事実が判明した場合であっても届け出を行う世帯主等の負担軽減のため、保険料の再計算は行わない運用が原則であるが、出産予定月と出産月がずれることで不利益が生じる場合は、世帯主からの修正申告により再計算を行うことができる。予定月で申請される方には、修正申告が可能である旨を申請時に説明するとともに、チラシ等により周知を図る予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第78号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第79号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第81号市道路線の認定についてでございますが、本件では、「市道に認定する理由及び今後の管理について、和木町とどのような協議を行っているか伺う」との質疑に対しまして、「市道認定しようとする橋は、完成してから約30年経過している。現在、市道橋において実施している橋梁長寿命化事業と同様、特定財源を利用して詳細な点検調査を実施し、道路法の道路として適正な維持管理を行うために、市道路線として新たに認定する。和木町とは、これまでと同様に協定書に基づき管理を行う。今後、橋梁点検の実施や点検による補修工事が必要な場合には、大竹市で施工し、和木町には半分の負担金を出していただく形で行うことを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第83号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第84号令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第86号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第87号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案12件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件を一括採決いたします。

本12件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本12件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本12件は、原案のとおり可決されました。

議場換気のため暫時休憩をいたします。なお、再開は11時5分を予定といたします。

~~~~~○~~~~~

10時56分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32 令和5年陳情第3号 消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情

○議長（北地範久） 日程第32、令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                       | 審査の結果 | 付託年月日  |
|---------------|---------------------------|-------|--------|
| 令和5年<br>陳情第3号 | 消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情 | 不 採 択 | 5.12.1 |

令和5年12月5日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、12月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました陳情につきまして、12月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過等の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情でございます。本件は、大井渉氏から提出された陳情で、陳情項目として、

1. 地籍調査後に消えた西国街道を調査事実に基づき、公図上にも復活すること。

2. 憲法84条の精神の下、土地に対する固定資産税は地方税法に従い、法務局の公図など明確に存在が認められたものに課税し、法的根拠がないと表示している地番図に記載されている土地は、それをもって土地の存在の根拠とはならない。土地の存否など立証責任は市にあるから、別途存在が確認されない限り課税は保留すること。

3. 平成10年の開発公社による小方2丁目1304番1の買収について、済んでいない隣地との境界確定を早急に行い、市が動かした土地の説明を行うこと。

4. 嘱託登記で、当時、市が法務局に提出した境界確認が完了したとする書類を開示すること。

を求めて陳情をされたものでございます。

委員会におきまして、本件に関する現状等や考え方について執行部に伺ったところ、「まず、陳情項目3番の小方2丁目1304番1の土地は、一部を市道用地として市が平成9年11月に買収し、残地部分は土地開発公社が平成10年2月に買収している。用地買収に当たっては、当該地の所有者、隣接所有者等による境界立会を行った上で、地積測量図を作成し、売買契約を締結している。この売買契約に基づき、平成10年3月、法務局に対し、分筆登記を嘱託し、登記処理を行った。陳情項目4番については、境界立会した者が押印した境界確認書について、陳情者から令和3年5月に開示請求がなされているが、当該文書が存在しないため、同年6月には開示できない旨の通知を行っている。陳情項目1番の西国街道を調査事実に基づき、公図上に復活することとあるが、市としては、里道が存在

するという事は認識しており、陳情者を含む関係者と継続的に協議を行っている。また、陳情項目2番については、本市で過去に実施した地籍調査において、精度が低い場所が散見され、法務局に備えられた公図と現況が相違している状況が見受けられることから、固定資産税の評価を正確に行うため、地方税法第380条第3項に従って、条例の定めるところにより、現況に即した土地の評価資料として作成した地番図を用いて課税を行っている。この課税手法は、大竹市独自の手法ではなく、過去に開催された固定資産評価審査委員会や、広島県行政不服審査会でもその正否が諮られ、課税方法は妥当であるとされている。また、その答申内容を県の税務課市町税政グループに確認してもらい、見解を問うたところ、公図が不正確な地番と判断できる場合には、課税図をその代替品として評価基準にし、課税しても問題はないとの回答を得ている」というものでした。

委員から、「陳情者と今までどのような協議を行ったか。また、今後どのような協議を行うのか伺う」との質疑に対しまして、「里道が存在するという認識のもと、陳情者及び近隣の方と境界立会を改めて行い、公図上に里道を表示する方法について、対面、電話等で話し合いをしている。今後、境界等で合意ができれば、公図に道を表示したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、取り扱い等について意見を求めたところ、意見はございませんでした。

意見を終結し、討論に入ったところ、不採択の立場で、「行政側も認めるところは認めているし、協議を行っているので、これ以上、議会が介入する意味がないと考え、不採択とすべきである」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、令和5年陳情第3号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。なお、委員長の報告にかかわらず、本陳情を採択することに対して、賛成、反対の討論としてください。

討論の通告を受けていますので、発言を許可いたします。

3番、豊川和也議員。

○3番（豊川和也） 令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

本陳情は、税に関しては、総務省所管の法律である地方税法、市税条例と附則21号などの解釈や見解を議会に問う内容です。条例ですから、大竹市議会で議決され制定されたもので、執行部の解釈で課税ができるのか、議会は問われているのです。議員、議会で解釈、判断が違うことはあり得ません。賦課に関して、どちらでもよいことではないのです。

過去の4回の一般質問や、12月5日開催の生活環境委員会での執行部担当部局の見解は、

地方税法第380条第3項により、地番図を作成し課税できるとのことでした。確かに条文には、市町村は、第1項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならないと明記されています。この条文を基に、地番図を作成する権限が市民税務課には与えられているという主張です。地番図作成に法解釈の誤りはないと思います。問題は、地籍図等や評価に関して必要な資料を備えて、逐次これを整えなければならない。この法解釈を、職員で土地を動かし、地番をつけることができる。その裁量権があると間違えた解釈をしたのです。

ほかの市町の地番図をインターネットで調べました。地番図では課税できないのです。参考図として備えつけるだけの図面です。大阪市や前橋市など全国の自治体で、地番図、地番参考図等の注釈には、次のように記載しています。この図面は地方税法第380条第3項に基づき、地番の配置を示すために作成した固定資産地籍図であり、求積及び権利関係の確認の根拠となるものではありません。法務局の公図を基に隣接する複数の公図をつなぎ合わせ、現況に合わせて調節したため、土地によって、公図とも現況とも形状が異なることがあります。土地の位置、境界、形状等を市が証明するものではありませんので、地権者間の権利関係の確認、境界確認等や求積等のため、より正確な内容を知りたい場合は、法務局で確認してくださいと記載されておりますので、ほかの市町と本市の地番図の違いは明らかでございます。

他市の地番図には権利関係の根拠はない。法務局の公図を基に作成、土地の位置、境界、形状等を市が証明するものではない。正確な内容を知りたい場合は、法務局で確認などと記載されています。なぜ、ほかの市町村は地番図で課税しないのか。それは立証できないからです。生活環境委員会で担当課長から、固定資産税実務提要の解説は間違いないと指摘がありましたので、同様の質問の2つのうちの1つを朗読いたします。

存在の確認されない土地に対する固定資産税の賦課について、質問でございます。登記簿及び土地課税台帳には宅地として登記されているが、現場は道路その他の構築物のため、その存在が確認できない。したがって、公売処分も不可能であるため、過去数カ年の滞納税については、土地調査士の意見を付して、執行停止処分に付している。このような土地についても、なお、課税台帳主義により継続して課税しなければならないか。なお、土地所有名義人は存在確認の訴えを起こしているが、立証の方法が難しいため、停滞中である。との今の質問に対し、答えは、登記簿及び土地課税台帳に登記または登録されている土地が、賦課期日、現在において、事実上存在しないものであれば、固定資産税を課税できないものである。なお、市町村長は地方税法第381条第7項の規定により、登記簿に登記されている事項が事実と相違するために、課税上、支障があると認める場合には、当該土地の所有地を管轄する登記所に登記されている事項の修正、その他の措置を取るべきことを申し出ることができるので、念のため、との記載です。

また、固定資産税逐条解説や要説等に、国土調査法によって地籍調査が完了した地域にあっては、この新しい調査結果を地籍図とすると記載されています。

大竹市は調査の精度が悪いと言われていますが、完了しているので、この調査結果を地



籍図としなければなりません。地籍図を訂正するには地方税法第381条第7項で行わなければなりません。規則では地積測量図との記載があります。この図面は、境界立会し、双方が認めた境界確認書に署名、押印した地図を言うのです。本市の地番図は所有者や隣接地所有者との境界確認、同意など何もありません。

国土調査は、地籍簿、後に認証されて登記簿、そして、地籍図の双方を作成する事業です。国土調査法第25条、国土調査を実施するものは、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者、その他の利害関係人、またはこれらの者の代理人を現地に立ち合わせることができる。国土調査の実施主体者である大竹市は、法律のとおり、土地所有者、その他利害関係人に現地で立会させることができるのです。

地番図は職員の主観、推測で決められた土地で、立証できない図面です。令和元年にこの周辺の土地で、小方2丁目1302番地の場所が間違っていると申し出をしたが、この当時の土木課と市民税務課は間違っていないと、1年にわたり協議して、最終的に土木課が法務局の登記官と話し、場所、地番、地籍の間違いを指摘されて、地方税法第380条第7項で修正を行っています。市民税務課で令和元年と令和3年の地番図を見たら一目瞭然でございます。面積がはみ出る土地もある地番図で、課税台帳を作成しているからです。

次に、国土調査法や大竹市公有財産管理規則等における公図についても申し添えておきます。

国土調査法第21条第2項及び準則第6条では、地籍調査の関係書類を保存しなければならないと明示していますが、本市は規則等を制定していなく、登記申請書類も不存在で、法に抵触しています。これらの関係書類が現存すれば、今日、検証することで明らかになった土地もあると思います。このような法的ミスをしないうように求めます。

また、1304番内の土地についても、市公有財産管理規則には、物件を所有するときは物件の境界及び現況を調査確認し、実地において、双方確認の上、これを受領しなければならない。当該土地とこれに隣接する土地との境界を明らかにしておくため、境界線上の重要な箇所に境界標を設置しておくものとする。財産の取得に関する証拠書類のうち、登記関係書類、その他これらに準ずる重要な書類は永久保存すると明示されております。

生活環境委員会では、執行部は公図上の1304番地前の水路との表示ですが、市は里道であると認めるとの回答です。法務局へ地図訂正の登記申請をし、公図上に里道を表示されて初めて効力が発生します。境界確認を行った書類も不存在です。地図等の訂正を早急にされることを望みます。

この陳情で一番大切なことは立証責任です。最高裁は、課税客体である所得の存在及び金額について決定庁が立証責任を負うことは言うまでもないとしております。土地や家屋も同じです。陳情書の資料6の4ページに記載されております。立証とは、証拠を示して、事実を証明することです。執行部からの立証責任は果たされていませんので、賛成の立場で討論いたします。

終わります。

○議長（北地範久）　続きまして、4番、山代英資議員。

○4番（山代英資）　この陳情について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど細川委員長の報告と重複する部分があるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

まず、陳情書の件名にもなっている西国街道についてですが、ルートには諸説あり、現段階において確定には至っておりません。今後、引き続きの調査、研究が行われるものとし、ここでは一旦置いておきます。

1 項目の陳情者が西国街道であると認識している里道については、大竹市側も存在を認めており、今後、協議の上、公図上に表示できるようにしていくとの回答でした。

2 項目の固定資産税の課税手法についてですが、こちらについても大竹市独自のものではなく、地方税法に従い、地番図を用いることは、県の見解でも固定資産評価審査委員会等でも妥当であるとの確認はとれております。

3 項目の境界立会についても、大竹市側には過去の立会に基づいて、再度、立会を行う準備があること。また、市が動かしたとの部分の文言の真意は分かりかねますけれども、説明については再三行ったと、前回の委員会でも説明があったと思います。

また、4 項目の書類の開示についても、大竹市側からは既に令和3年6月、提出書類が存在しない旨の説明を行っております。

以上の理由から、大竹市側の対応として、今後も前向きに協議を行うという姿勢が見えることから、市議会にて、これ以上、議論する必要はないと判断いたします。

以上です。

○議長（北地範久） 続いて、13番、日域 究議員。

○13番（日域 究） 今回の陳情ですけども、いろんな要素がいっぱい書いてありまして、もう解決間近のものもあれば、今さら言っても、今後は気をつけますと、それ以上言えないこともありますから、唯一残っているのは固定資産税のことだと思いますけども、私、文章を書いてきましたけど、これ、読むのをやめたいと思います。

実は、今の委員長報告にありましたけど、県の市町税政グループが言ったって言うじゃないですか。私、火曜日っていったら、いつか、2日前か。税政グループ行きました。大竹市がそんなこと言ったかって言ったら、黙っているんですよ。だから、この問題がいよいよ県も巻き込んだかなという気がしますけども、もともとはそれは公図のその国土調査のやり方が不備があったというところからスタートした話であって、それは今回、再度国土調査するんですから、大きく見れば、何とかなるんじゃないのという見方もあります。それはそれだと思います。

ただ、課税というのは毎年毎年のことですから、国土調査がすぐ済むわけではありませんしね。ほんで、国土調査が済んだからといって、ほんじゃ去年払った税金どうなんやっつて、もし、そんなことを言う人がいたら、やっぱりそこで困りますよね。そもそもが、私、一般質問で今回言ったような気がしますが、昭和25年から固定資産税の課税を始めて、その後で国土調査をやった公図をつくったわけですけども、つくって見たら差異があったんだと思いますよ。それで、かといって課税手法を変えるわけにもいかないから、今のようものができたんでしょうけども、やっぱり公図と課税図がずれているというのは、あれじゃないですか。あまり言いたくはないですよ。それで、私、本当偶然にその場にい

たんで、何回も言って申し訳ないですけども、平成24年11月27日、油見地区懇談会。もちろん市長はおられましたけど、ひょっとしたら北地議長もその場におられたんじゃないかと思えますけども、そこである方が、大竹市は公図がいっぱい間違うと。ほんで、あの頃は地番図って言わずに課税図って言ってたかもしれませんが、課税図のコピーはしてくれん。われらはどうやって商売したらいいんやって。そういうお仕事の方がおっしゃったんですよ。それで、市長が何とかしようって、私、その場にいましたから、よく覚えてるんですけども。それまでは、この課税図は門外不出というか、当事者には見せるんでしょうけども、コピーはしてくれないんですよ。私も昔、県に出す書類に公図を出すことがあって、そのときに公図が間違ってるわけですから、公図出したんじゃない説明にならないわけですね。ほんで、市民税務課でこの図面の紙をもらって、上に写し紙ですよ。トレーシングペーパーを置いて、自分で物差しと消しゴムと鉛筆で書くんですけども、うまくできないじゃないですか。こんなんでいいのかなと思ながら、釈明文もつけて県に出しましたけど、それは一応オーケーでしたけど。そういうのがあって、その方がその場でそんなことおっしゃったんでしょう。それは不動産業何かやってる場合に、登記簿と公図というのは、人間でいえば、写真つきの証明書と住民票を見せろというようなものですから、住民票ないんですけど、戸籍ないんですけどって言ったんじゃ、本人確認できませんよね。そのことから、この課税図というものが手軽に手数料払ったら見られるようになって、正直なところ、ものすごく便利です。法務局まで行かなくていいし、それから安いし、それはすごく正確ですからね。どちらかといえば。公図よりはるかに正確な面がありますから、非常に便利なんですけども、でも、それで課税するのはどうかなというのは正直あるんですよ。ただ、大地主は知りませんが、そんな大きい土地、間違いないでしょうから、分かりませんが。実際、金額的には大したことじゃないんで、皆さん受け入れてますけども、ただ、こういうふうに改めて言われたら面白くないんで、これ私、この陳情には一応、理屈あるわけですよ。ただ、どうせい、こいせいじゃなくて、皆さん、本当のところはよく御存じない方も多と思いますんで、これ採択はしたほうがいいと思いますけども、ぜひ、勉強会をしたいと。知識がないので議論できないんですよ。さっきの県の市町税政グループの方も、この前、私、本当に会って話しましたからね。もちろん、その人が初めてじゃないですよ。私、知った人ですけど。でも、何にも言わないです。難しそうな顔してました。だから改めて、県の人だと言いくいんですよ。正しかったら、それはそうですよ、こうですよって言うはずじゃないですか。言わないってことは、ここに問題があることをちゃんと示してるわけですから。でも、あまりこれ以上、言いませんけども、ぜひ、私は採択してほしいと思いますけども、仮に採択されなくても、何が変わるかって、そう変わりはないと思います。問題は、せめて我々ちゃんとジャッジできて、そして、穏やかに正しい方向に行くように、皆さんで考えませんか。議会として、ものすごいやりがいのある仕事だと思います。

以上で、賛成の討論といたします。

○議長（北地範久） 賛成の討論ということで。

続きまして、7番、末広天佑議員。

○7番(末広天佑) 本陳情について反対の立場で討論させていただきます。

ほぼほぼ山代議員の内容とかぶりますが、そこまで長くならないので、読み上げさせていただきます。

本陳情において、西国街道の有無については、以前、外部機関の調査においても場所がはっきりしたものが出ておらず、結論を出すことができないため、引き続きの調査が必要です。ただ、公図に反映させるのはまた別の話であり、個人の資産も絡むため、議会で論じるべきものではないと考えます。

そのほかの項目については、固定資産税の徴収方法についても県と見解が一致しており、問題ないと回答されています。執行部側も一部の資料の管理が不適切であったとは説明しており、今後、改善するとまで言及されています。境界の曖昧な部分についても、今後の調査や協議については前向きに動いておられます。御納得いただけないところはしっかりここで協議していただくのが解決の一番の方法だと考えます。

よって、これ以上の議会での議論、判断の余地はないと考えます。

以上です

○議長(北地範久) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、令和5年陳情第3号を採決いたします。

この際、念のため御説明いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。ここでは、陳情第3号を採択すべきかどうかをお諮りすることになります。採決に当たっては、本陳情を採択すべきとする議員の起立を求めます。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(北地範久) 起立少数と認めます。

よって、本件は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第89号 議会の委任による市長の専決事項の指定について

○議長(北地範久) 日程第33、議案第89号議会の委任による市長の専決事項の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西村一啓議員。

[議会運営委員長 西村一啓議員 登壇]

○議会運営委員長(西村一啓) 提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、議案第89号議会の委任による市長の専決事項の指定について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正に伴い、議会の委任による市長の専決事項の指定についての一部

を改正しようとするものでございます。具体的には、第2項の法第243条の2の2第8項を、法第243条の2の8第8項へと改めるものでございます。なお、改正後の指定については、附則において、令和6年4月1日を施行期日とするものでございます。

以上、議案第89号議会の委任による市長の専決事項の指定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第89号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第34 議案第90号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第34、議案第90号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第90号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員の給与改正等を実施するほか、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようにするものでございます。

第1条は、本市の一般職の職員の給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表を改定するものでございます。

第2条は、令和6年4月1日から、一定の要件を満たす全ての会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、附則第1項ですが、この条例の施行日についての規定でございます。

附則第2項は、フルタイム会計年度任用職員について、給料表に関する改正規定を令和5年4月1日に遡って適用することとしたものです。

附則第3項は、フルタイム会計年度任用職員について、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

附則第4項及び第5項は、会計年度任用職員の給料表の改定に伴う令和6年1月から3月までの間の給与の調整について規定したものでございます。

最後に、附則第6項ですが、本条例の改正により、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例について条項の修正が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第90号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第37〔一括上程〕

議案第91号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

議案第92号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第35、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から日程第37、議案第93号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）に至る3件を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第91号から議案第93号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、9ページからの議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の方針に基づき、物価高騰の影響を特に受ける住民税非課税

世帯を支援する事業を追加するほか、先ほど御提案申し上げた、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）による会計年度任用職員の人件費を追加するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ2億5,829万9,000円を追加し、予算総額を176億953万9,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、16ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしまして、会計年度任用職員の給料、報酬及び職員手当をまとめまして、837万8,000円を計上しております。それぞれ調整の上、各費目に計上させていただいていただいておりますので、以下では、この部分について御説明を省略させていただきます。

第3款民生費は、国の令和5年度補正予算（第1号）に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、住民税非課税世帯に対し、一世帯当たり7万円の物価高騰対策給付金を支給するための経費を2億4,958万5,000円計上するほか、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰入金をあわせて33万6,000円計上するものでございます。

次に、15ページの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2億4,958万5,000円計上するものでございます。

第18款繰入金は、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

以上が、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

続きまして、29ページからの議案第92号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ19万3,000円を追加し、予算総額を29億5,755万7,000円にするものでございます。内容といたしましては、第1款総務費及び第5款保健事業費につきまして、会計年度任用職員報酬をあわせて15万2,000円計上するほか、第6款基金積立金につきまして、決算見込みにあわせて財政調整基金積立金を4万1,000円計上するものでございます。

歳入につきましては、決算見込みにあわせて財政調整基金預金利子及び一般会計繰入金を計上するものでございます。

続きまして、39ページからの議案第93号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ36万1,000円を追加し、予算総額を29億347万9,000円にするものでございます。内容といたしましては、第1款総務費及び第3款地域支援事業費につきまして、会計年度任用職員報酬をあわせて18万4,000円計上するほか、第5款基金積立金につきまして、決算見込みにあわせて介護給付費準備基金積立金を17万7,000円計上するものでございます。

歳入につきましては、決算見込みにあわせて介護給付費準備基金預金利子及び一般会計

繰入金を計上するものでございます。

以上、議案第91号から議案第93号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第91号は、総務文教委員会に、議案第92号及び議案第93号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

御通知いたします。

次の休憩中、付託案件審査のため、13時から総務文教委員会、その終了後、生活環境委員会の順でそれぞれ開催いたします。委員各位にはお含みの上、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時48分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第90号から議案第93号に至る4件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1～追加日程第2

議案第90号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第91号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（北地範久） 追加日程第1、議案第90号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び追加日程第2、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本2件に関し、報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書



令和5年12月14日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名                                  | 審査の結果 |
|--------|-------------------------------------|-------|
| 議案第90号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第91号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）               | 原案可決  |

令和5年12月14日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第90号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとしております。

続きまして、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、まず、「内閣府地方創生推進室から自治体に通知された物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律の公布・施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いについての内容について伺う」との質疑に対しまして、「物価高騰対策給付金として、市町村が低所得者世帯に支給する7万円上限という給付金については、差押の禁止及び非課税の対象となるという内容である」との答弁がございました。

次に、「内閣府地方創生推進室からの通知の中で、低所得者世帯等への周知について記載されているが、周知方法について伺う」との質疑に対しまして、「周知方法としては、市広報1月号と市ホームページに掲載する予定である。また、対象者には確認書を送付し、申告していただき、受理した順番に給付する予定である。確認書を送付する際には、今回の物価高騰対策給付金の内容や手続等を記載したチラシを同封する。対象者の漏れがないように、市広報等でお知らせをする予定だが、未申告者には、再度、対象者である可能性がある旨の通知をする予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより、一括討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております本2件を一括採決いたします。  
本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。  
本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。  
よって、本2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3～追加日程第4

議案第92号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 追加日程第3、議案第92号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び追加日程第4、議案第93号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本2件に関し、報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和5年12月14日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                          | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 議案第92号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決  |
| 議案第93号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）   | 原案可決  |

令和5年12月14日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、本日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第92号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第93号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本件では、「基金の金利の動きについて伺う」との質疑に対しまして、「基金については、定期預金をする際に市が借入れをしている金融機関から利率の見積もりを徴収し、一番利率が高いところへ定期預金をしている。見積もりを取った際の利率については、預金する金額や期間、また、市場の金利動向や金融機関の経営戦略などさまざまな要因があり、店頭価格とは必ずしも一致していない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第38 議員派遣について

○議長（北地範久） 日程第38、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、配布いたしましたとおり派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員の皆様には、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただき、いずれの案件につきましても原案のとおり議決を賜りましたことに、心より御礼を申し上げます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、しっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期を迎えますが、議員の皆様におかれましては、どうか健康には十分に御留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

15時25分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月14日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 豊 川 和 也

大竹市議会議員 山 代 英 資